

令和 6 年 3 月 26 日

倉庫業者 各位

国土交通省 中国運輸局
交通政策部 環境・物流課

自社ウェブサイトへの料金等の掲示について（周知）

平素より国土交通行政に御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」（令和4年6月3日デジタル臨時行政調査会決定）を踏まえ、第211回通常国会において、デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和5年法律第63号）が成立し、令和5年6月16日に改正倉庫業法（昭和31年法律第121号）を公布しました。

これに伴い、令和6年1月19日にデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整備に関する省令（令和6年国土交通省令第2号）を公布し、倉庫業法施行規則（昭和31年運輸省令第59号）における料金等に関して、具体的なインターネットでの公表方法及び適用除外の基準を定める所要の改正を行いました。

つきましては、令和6年4月1日以降、下記のとおり、料金等について、従来どおり営業所等において掲示いただくとともに、適用除外対象に該当する場合を除き、自社が管理するウェブサイトでも掲載していただくこととなりましたので、御対応いただきますようお願い申し上げます。

記

1. 料金等の掲示について

(1) 料金等の掲示方法

倉庫業法第9条の規定に基づく料金等の掲示については、以下の両方の方法により掲示等を行うこととする。

- ・営業所等における掲示
- ・自社が管理するウェブサイトへの掲載（以下（2）に該当する場合を除く。）

(2) 自社が管理するウェブサイトへの掲載の適用除外対象

一律にインターネットによる掲示を義務付けることとした場合に中小企業等に過度な負担が及び得ることを踏まえ、次のいずれかに該当する場合、自社が管理するウェブサイトへの掲載は要さないこととする。

- ・倉庫業に常時使用する従業員の数が二十人以下である場合
- ・倉庫業者が自ら管理するウェブサイトを有していない場合

2. 施行日

令和 6 年 4 月 1 日

3. 参考資料

- ・参照条文（倉庫業法第9条、倉庫業法施行規則第7条）
- ・倉庫業者の皆様へ（リーフレット）

【お問合せ先】

〒730-8544

広島県広島市中区上八丁堀6番30号 広島合同庁舎4号館

国土交通省 中国運輸局 交通政策部 環境・物流課

電話番号：082-228-3496

E-mail：cgt-ecologi@gxb.mlit.go.jp

参照条文

【倉庫業法（抄）】（下線部分は改正部分）

（料金等の掲示等）

第九条 倉庫業者は、国土交通省令で定めるところにより、保管料その他の料金（消費者から收受するものに限る。）、倉庫寄託約款、倉庫の種類その他の事項について、営業所その他の事業所において利用者に見やすいように掲示するとともに、その事業の規模が著しく小さい場合その他の国土交通省令で定める場合を除き、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によつて直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければならない。

【倉庫業法施行規則（抄）】（下線部分は改正部分）

（料金等の掲示等）

第七条 法第9条の規定により倉庫業者は、営業所その他の事業所に次の各号に掲げる事項を利用者に見やすいように掲示するとともに、公衆の閲覧に供しなければならない。

- 一 保管料その他の料金（消費者から收受するものに限る。）
- 二 倉庫寄託約款
- 三 当該営業所その他の事業所ごとの倉庫の種類
- 四 冷蔵倉庫にあつては、当該営業所その他の事業所の倉庫の冷蔵室ごとの保管温度
- 五 法第二十五条の五の認定トランクルームにあつては、第二十条第三項に定めるトランクルーム認定証（第七号様式）

（公衆の閲覧の方法）

第七条の二 法第九条の規定による公衆の閲覧は、倉庫業者のウェブサイトへの掲載により行うものとする。

（公衆の閲覧に供することを要しない場合）

第七条の三 法第九条に規定する国土交通省令で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- 一 倉庫業に常時使用する従業員の数が二十人以下である場合
- 二 倉庫業者が自ら管理するウェブサイトを有していない場合